

ソフトウェア使用許諾契約書

これはソフトウェア使用許諾と限定保証に関する同意書です。ご使用に当たっては、当社と下記の[ソフトウェア使用許諾契約書]による使用許諾契約を結んで戴くことになります。以下の内容をご確認戴き、使用条件をご承諾戴ける場合には、本契約書の最後にある[同意する]ボタンをクリック願います。この時点で株式会社レアリとお客様との間でこの契約書が結ばれたものとします。使用条件をご承諾いただけない場合には、[同意しない]ボタンをクリックし、試用版でご使用戴くか、インストールした本製品及びその複製物をコンピュータの一時メモリあるいはハードディスクより消去して下さい。

ソフトウェア使用許諾契約書

この契約書は株式会社レアリ(以下、甲といひます。)が提供するソフトウェアについて、使用戴お客様(以下、乙といひます。)に対して、譲渡不可能な非独占的な使用の許諾条件を下記条項に定めたものです。

第1条 (定義)

1. 甲が本契約と共に提供するソフトウェア製品(以下、本ソフトウェア製品といひます。)とは、本媒体または提供された圧縮ファイルに含まれるコンピュータ・プログラム、ドキュメント及びその他全てのファイル類を指し、甲が指定する特定のサービスを通じて提供される可能性のある本ソフトウェア製品の改良版を含みます。
2. 「使用」には、「試用版としての使用」と「本使用」があります。「試用版としての使用」とは、本ソフトウェア製品をコンピュータの記憶装置又はメモリに搭載した後、キーナンバーを入力せずに使用する方法で、機能に制限がある使用です。「本使用」とは、本ソフトウェア製品をコンピュータの記憶装置又はメモリに搭載した後、キーナンバーを入力して実行可能として使用することを指します。
3. 「インストール」とは、本ソフトウェア製品をハードディスクドライブ又は同類の保管装置に実行可能な形態(「試用版としての使用」または「本使用」のどちらかで使用できる状態)でコピーすることを指します。

第2条 (知的財産権および所有権)

1. 甲および Ghaya Laboratory は、オリジナル若しくはコピーの形態又は媒体に拘わらず、本ソフトウェア製品を記録する媒体、およびその後作成された全ての本ソフトウェア製品のコピーについて著作権を含む一切の知的財産権および所有権を保持します。
2. 甲および Ghaya Laboratory は、乙に対し本ソフトウェア製品に対するいかなる権利も譲渡しません。

第3条 (使用許諾条件)

1. 乙は本ソフトウェア製品の全部又は一部をコンピュータにインストールし、本ソフトウェア製品を本使用することが出来ます。
2. 乙は、本ソフトウェア製品を日本国内においてのみ本使用できます。
3. 乙は本ソフトウェア製品を、株式会社レアリから出荷された製品に対してのみ本使用することが出来ます。

第4条 (禁止事項)

1. 乙は第三者に対し、いかなる理由があろうとも甲の文書による事前の承諾なくして、本製品の全部又は一部の譲渡・販売・転貸しあるいはその二次的著作物を創作・譲渡・販売・転貸することはできないものとします。
2. 乙は、自ら又は第三者を使って、本ソフトウェア製品の全部又は一部の改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、デコンパイル、翻訳、翻案などを行うことは出来ません。
3. 乙は本ソフトウェア製品に表示されているか又はその動作時に表示される著作権表示、商標登録等を除去または視認困難にすることは出来ません
4. 乙は、万が一、本条項のいずれかの規定に違反して甲に損害を生ぜしめた場合には、乙は賠償の責任を負うものとします。

第5条 (保証範囲及び責任)

1. 甲は、本ソフトウェア製品が乙の保有する全ての動作環境に於いて、全て正常に動作することを保証するものではありません。
2. 甲は、本ソフトウェア製品の仕様を予告なしに変更することがあり、本ソフトウェア製品の機能、性能及び品質が乙の特定目的に適合することを、明示たると黙示たるとを問わず何らの保証もなさないものとします。
3. 甲は、甲の販売代理店および小売店が行う保証を含めて、本契約に定める以外の全ての保証を認めません。
4. 甲は、本ソフトウェア製品を使用した結果被った損害（収入または利益の逸失を含む）が乙に発生した場合は、誠意をもって乙と話し合い原因究明に努め、万が一、甲に責任が認められる場合は、販売金額を限度として補償を行うものとします。
5. 甲または甲の販売代理店若しくは小売店があらかじめ本ソフトウェア製品の使用における損害の可能性を勧告されていた場合でも前項は有効とします。
6. 乙は、本ソフトウェア製品を使用して作成されたデータならびにファイルのセキュリティの管理に関して、全責任をもつものとします。万が一、データの改竄、流出等の問題が発生したとしても、甲に責任が及ぶことはないものとします。

第6条 (契約期間)

1. 本契約は、乙が本ソフトウェア製品をインストールし本使用を開始した日より発効するものとします。
2. 乙は乙の入手した本ソフトウェア製品とその複製とを破棄することにより本契約をいつでも解約することが出来ます。
3. 甲は、乙が本契約のいずれかの条項に違反していると甲が判断した場合、乙への事前の通知なしに本契約を解約することが出来ます。乙は甲より契約解約の通知を受けた場合、直ちに乙の購入した本製品とそのコピーとを自らの負担で破棄し、破棄の事実を甲に文書で通知するものとします。

第7条 (一般条項)

1. 本契約書は甲と乙とが同意し署名捺印した覚書によって変更することが出来ます。
2. 本契約書の一部が法律に適合しなかった場合にはその部分を本契約から除外します。ただし、残りの条項の効力は何ら影響を受けないものとします。

以上